

国民健康保険税の改正

軽減対象者の拡大・賦課限度額の引き上げ

国民健康保険法施行令および地方税法の改正に合わせ、本市においても国民健康保険税（国保税）を改正しました。

国保税は、「医療保険分」「後期高齢者支援金等分」「介護保険分（介護納付金分）」の3区分から構成され、その合計金額が税額となります。

◆改正の概要

今回の改正は「軽減制度対象者の拡大」と「賦課限度額の引き上げ」を行いました。

① 軽減制度対象者の拡大

国保加入世帯の世帯主、加入者、特定同一世帯者の合計所得が一定の金額以下の場合、所得に応じて、均等割と平等割が7割、5割、2割の割合で軽減されます。

今回の改正では、このうち、5割と2割の軽減基準額を見直し、軽減対象世帯の範囲を拡大しました（＝図1）。

② 賦課限度額の引き上げ

国保税の3つの区分に応じ

て、税額を算出した結果、賦課上限額を超える場合は、それぞれの区分に応じた上限額が課税額となります。

今回の改正では、医療分、後期高齢者支援金等分、介護納付金分を合計で4万円引き上げました（＝図2）。

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが安心できる社会保障制度を継続するための大切な制度です。ご理解とご協力をお願いします。

問 税務課市民税班

☎73・0087

農振計画変更願を受け付けます

建物などをつくる前に確認を

本市では、都市計画法による用途地域以外は農業振興地域に指定されています。その中の田畑などで農用地に指定されている土地を「農振農用地」といい、農業の推進を図る土地として税法上の優遇と利用の制限がされています。

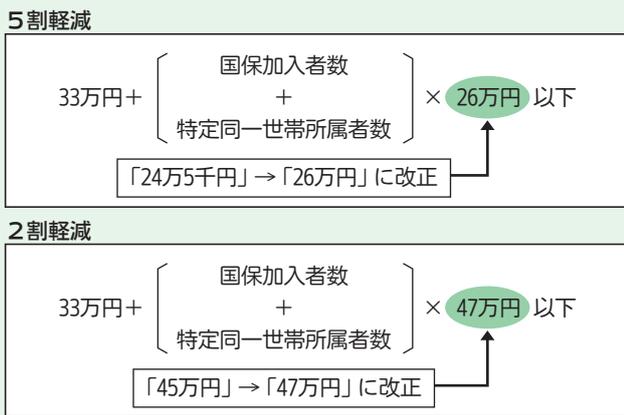
建物や駐車場などを作りたい人、新たに農振農用地として指定を受けたい人は農振計画の変更願を提出してください。

農振農用地とは、農業者の土地利用の制限がされています。建物や駐車場などを作りたい人、新たに農振農用地として指定を受けたい人は農振計画の変更願を提出してください。

問 産業振興課農政班

☎73・0089

◆図1 「5割軽減」・「2割軽減」の基準所得の計算方法と改正内容



◆図2 基礎課税額の限度額の引き上げ

	【改正前】	【改正後】	
医療保険分	51万円	→ 52万円	1万円引き上げ
後期高齢者支援金等分	16万円	→ 17万円	1万円引き上げ
介護保険分	14万円	→ 16万円	2万円引き上げ
最高賦課額（限度額）	81万円	→ 85万円	4万円引き上げ

農作業標準賃金・標準作業料金を決定

農作業受委託の目安に

農業委員会では、農作業をお願いするとき、されるときの標準額を定めました。これを目安として、当事者双方でよく話し合った上、取り決めをしてください。

農作業標準賃金（手作業・8時間労働）…【水田作業】8,500円（1食付き）【畑作業一般】8,000円（1食付き）【畑の除草】7,000円（弁当持参） 標準農作業料金…下表の通り

◆標準農作業料金

作業種別	金額
水田耕起（トラクター）	5,500円 / 10 a
水田代かき（トラクター） ※ドライブハローを使用した仕上げ料金	6,000円 / 10 a
畦塗り（トラクター）	35円 / 1 m
植え付け（田植機） ※苗の運搬費、苗費は含まない	6,500円 / 10 a
刈り取り（コンバイン） ※乾燥場までの稲運搬費は含まない	18,000円 / 10 a
調整（籾摺り）	630円 / 1 俵
乾燥・調整（籾摺り）	2,500円 / 1 俵
刈り取り・乾燥・調整（籾摺り） ※悪条件の場合は加算	36,000円 / 10 a
育苗（植付可能苗）	750円 / 1 箱
肥料散布（ブロードキャスター） ※散布のみ	1,300円 / 10 a
畑耕起（トラクター）	5,500円 / 10 a

※乾燥・調整（籾摺り）、育苗を除く農作業は、オペレーター1人分を含む料金です。補助者を依頼した場合は、別途支払いとなります。 ※刈り取りのみの場合、稲運搬コンテナなどにより乾燥場まで稲運搬を委託したときは、別途支払いとなります。

問 農業委員会事務局 ☎73-0090

5月は第1期の納期

5月11日に納税通知書を発送予定です。納付期限は本ページの表「市税などの納付期限(口座振替日)」をご覧ください。

◆固定資産税の算出方法

固定資産の評価額を基に算定された課税標準額の1・4%が固定資産税額となります。

※課税標準額が次の金額未満の場合は課税されません。

土地：30万円 家屋：20万円
償却資産：150万円

◆評価額の算定

国が定めた「固定資産評価基準」に基づいて評価します。本年度に3年に1度の評価替えが行われます。

◆固定資産の減免

生活困窮や災害などの理由で一定の基準に該当する場合は、固定資産税が減免されます。詳しくは左記までお問い合わせください。

問 納税課税資産税班

☎73・0087

国民年金 Q & A

Q 会社を退職したのですが、何か手続きが必要ですか？

A 厚生年金や共済組合への加入者を第2号被保険者といい、第2号被保険者の人が60歳前に退職したときは、第1号被保険者への切り替え手続きが必要です。離職票など退職日がわかる書類と年金手帳を持って、市役所窓口で加入手続きをしてください。なお、扶養配偶者がいる場合は、併せて切り替え手続きが必要ですので、配偶者の年金手帳もお持ちください。

問 市民課国保年金班

☎73・0086

納期内の納付をお願いします

市税・保険料の納付期限

今年度の市税などの納付期限(口座振替日)をお知らせします。期限内の納付をお願いします。

	固定資産税	市県民税	国民健康保険税	後期高齢者医療保険料	介護保険料
5月	1期 6月1日				
6月		1期 6月30日	1期 6月30日		1期 6月30日
7月	2期 7月31日		2期 7月31日	1期 7月31日	2期 7月31日
8月		2期 8月31日	3期 8月31日	2期 8月31日	3期 8月31日
9月	3期 9月30日		4期 9月30日	3期 9月30日	4期 9月30日
10月		3期 11月2日	5期 11月2日	4期 11月2日	5期 11月2日
11月			6期 11月30日	5期 11月30日	6期 11月30日
12月	4期 12月28日		7期 12月28日	6期 1月4日	7期 12月28日
1月		4期 2月1日	8期 2月1日	7期 2月1日	8期 2月1日
2月			9期 2月29日	8期 2月29日	9期 2月29日

※最終納付期限後の追加課税分は随時期限となります。

問 納税課税資産税班 ☎73-0087
市民課保険料班 ☎73-0086

軽自動車税

納税通知書を送付します

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に1年度分が課税され、5月中旬に納税通知書が送付されます。

◆納付期限は6月1日(月)

納めていただいた軽自動車税は、市の会計に組み込まれ、さまざまな用途に充てられますので、期限内の納付をお願いします。

また、軽自動車税は自動車税と異なり、月割課税制度・還付制度はありませんので、年度途中で廃車しても年税額がかかります。

◆減免制度があります

身体障害者手帳などの障がい程度、または災害などにより、減免制度が適用される場合があります(減免できる自動車は1人の障がい者に付き普通自動車などを含め1台のみです)。

手続き：受付期間は、納税通知書が届いてから納付期限の7日前までです。

必要な書類：①平成27年度軽自動車税納税通知書②減免申請書③身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障

自動車税の納期は6月1日(月)です

納期限まではインターネットを利用したクレジットカードでの納付が可能です。詳しくは納税通知書に同封のしおりをご覧ください。

問 自動車税事務所 ☎043-243-2721
旭県税事務所 ☎62-0772

問 納税課市市民税班

☎73・0087

害者保健福祉手帳のいずれか該当するもの④運転者の運転免許証⑤印鑑⑥車検証
※減免制度の詳細は、左記までお問い合わせください。